

別紙

諮問第1113号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求に対し、東京都情報公開条例の規定を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であることを理由として却下した決定はこれを取り消し、東京都情報公開条例に基づく開示請求として、改めて開示、非開示等の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表に掲げる開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事が平成29年11月2日付けで行った開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書、意見書及び反論書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

実施機関が審査請求人に対して行った、個人情報保護条例による開示請求手続への切替えについて、案内から提出期限が2日とは不当である。この事実は、不当行為及び強要の可能性がある、不当行為及び強要の可能性がある中で決定された処分は、条例に照らしても、一般常識からみても無効である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張は、以下のとおりである。

本件処分は、審査請求人からなされた情報公開条例6条1項に基づく開示請求について、開示請求者本人に係る個人情報の開示を求める趣旨であることから、東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。)30条2項に基づき開示請求却下処分を行ったものである。

なお、実施機関は審査請求人に対し、文書を送付し、個人情報保護条例による開示請求手続への切替えを案内したが、審査請求人から何ら応答がなかったことから、却下決定するに至ったものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月27日	諮問
平成30年 9月28日	実施機関から理由説明書收受
平成30年10月31日	審査請求人から意見書收受
令和 元年 9月26日	新規概要説明(第202回第一部会)
令和 元年10月29日	審議(第203回第一部会)
令和 元年11月19日	審議(第204回第一部会)
令和 元年12月11日	審議(第205回第一部会)

##### (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る開示請求の内容並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 本件開示請求について

実施機関は、本件開示請求について、開示請求書の記載内容から情報公開条例を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であると判断し、審査請求人に対し、個人情報保護条例による開示請求手続を行うよう文書で案内した上で、応答がなかったことから、本件開示請求を却下する処分を行った。

#### イ 個人情報保護条例の定めについて

個人情報保護条例30条2項は、「保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、情報公開条例は、適用しない。」と規定している。

#### ウ 個人情報保護条例30条2項について

個人情報保護条例30条2項は、情報公開条例との調整を規定したものであり、保有個人情報に係る本人からの開示請求については、同項の規定により、個人情報保護条例に基づく開示請求をすることとなる。そのため、実施機関では、開示請求の趣旨が保有個人情報に係る本人からの開示請求であると確認できた場合には、開示請求者に対して個人情報保護条例による開示請求手続を説明するものとされている。

#### エ 審査会における審議事項について

審査請求書において、審査請求人は処分を取り消す趣旨の根拠及びその理由として、主として、実施機関が審査請求人に個人情報保護条例に基づく開示請求への切替えの案内をした際の期限の不当性を挙げている。

しかし、実施機関は、開示請求書の記載内容から情報公開条例を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であると判断し、却下決定を行っていることから、審査会では、本件開示請求における却下決定の妥当性について検討を行う。

#### オ 本件処分の妥当性について

審査会が開示請求書を見分したところ、前段には本件開示請求に至る経緯と、建

設局公園緑地部公園課（以下「公園課」という。）職員が都民の自宅を訪問した際の状況等について、回数、時刻及びその際の様子に記載され、後段には「次の文書を請求します」として、「H〇年〇月〇日公園課職員2名が誤発行文書の取り返しと差し替えの為一般都民の自宅を訪問したことが判る文書」と記載されていることが確認された。

これらの内容を踏まえると、本件開示請求は、審査請求人を本人とする保有個人情報を求める趣旨ではなく、当該公園課職員が、審査請求人がいう当該日時に、一般都民の自宅を訪問した際の記録等を求める趣旨であると解される。

したがって、本件開示請求について、情報公開条例の規定を適用しないとされている保有個人情報に係る本人からの開示請求であることを理由として却下した決定は、これを取り消し、情報公開条例に基づく開示請求として、改めて開示、非開示等の決定を行うべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
<p>別紙の通り</p> <p>都知事（建設局）の不当行為を証明できる文書等</p> <p>&lt;開示請求別紙&gt;</p> <p>建設局の不当行為についての請求</p> <p>今月〇月〇日、建設局公園課職員が都知事代理人としての「公務」として都民の自宅を訪問した。</p> <p>1) なんらの予告もなく、2名が突然訪問した。</p> <p>2) 訪問は同日中に3回強行されたという事</p> <p>3) 1回目の訪問は、〇：〇頃対応した家人は本人が留守で〇：〇以降でなければ、帰宅しない事。家人では、何も分からないから何も答えられないと伝えた。つまり、〇：〇前の訪問を拒否したのです。</p> <p>4) しかし、拒否したのにもかかわらず</p> <p>2回目が〇：〇分頃</p> <p>3回目が〇：〇分頃と強行された。</p> <p>5) 同行為は近所の方々に気づかれ私達が「不信者か？」と現在思われている。日中に役人と思われる男2名が3度も訪問。自宅周辺に張り込み〇時間あまりも同自宅周辺を男2名が徘徊する行為は異様に見られるのは当然であろう。</p> <p>6) 訪問の理由は同局が開示請求者へ誤発行した公文書を取り返し差し替える為とのこと。つまり、「噂の種」「井戸端会議の議題になっている」という事。容認しかねるのは当然です。逆の立場になってみなさい。</p> <p>7) 同不当行為は知事の責任であります。</p> <p>本件につき、一般都民にも知ってもらう必要があると思えますから、次の文書を請求します。</p> <p>H〇年〇月〇日公園課職員2名が誤発行文書の取り返しと差し替えの為一般都民の自宅を訪問したことが判る文書。同記録不存在はあ、り、え、な、い。</p>